

佐賀県告示第百十一号

佐賀県認定職業訓練運営費補助金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第五百十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第一条中「及び実習併用職業訓練を振興するために要する経費」を削る。  
 第三条第二項、第六条第二項及び第七条第二項中「二部」を「一部」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二条関係）

補助対象経費	補助率
1 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金又は手当に要する経費 2 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な機械器具等の設備に要する経費並びに建物の借上げ及び維持に要する経費 3 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費 4 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他の教材に要する経費 5 集合して行う先端技術に関する技能の修得に必要な学科又は実技の訓練に要する経費 6 その他知事が必要かつ適当と認める経費	三分の二以内

様式第一号中

「 6 実習併用職業訓練導入促進コーディネーター業務

稼働日数	訪問件数	中小企業事業主		学校	訓練生	相談件数	中小企業事業主		学校	訓練生	実施計画作成支援数
		構成員	構成員以外				構成員	構成員以外			

7 事業に要する経費

」

※ 「 6 事業に要する経費 」は「 8 補助率」※ 「 7 補助率」に定める。

様式第二号中

「 3 実習併用職業訓練導入促進コーディネーター業務

補助金交付決定時											
稼働日数	訪問件数	中小企業事業主		学校	訓練生	相談件数	中小企業事業主		学校	訓練生	実施計画作成支援数
		構成員	構成員以外				構成員	構成員以外			

変更承認申請											
稼働日数	訪問件数	中小企業事業主		学校	訓練生	相談件数	中小企業事業主		学校	訓練生	実施計画作成支援数
		構成員	構成員以外				構成員	構成員以外			

※ 金額の変更のない変更申請の場合は、( ) の分は、消去すること。」

※ 「 ※ 金額の変更のない変更申請の場合は、( ) の部分を消去すること。」に定める。

様式第四号中

「4 実習併用職業訓練導入促進コーディネーター業務

稼働日数	訪問件数				学校	訓練生	相談件数	実施計画 作成支援数				
	中小企業 事業主		構成員	構成員 以外				中小企業 事業主		構成員	構成員 以外	学校

5 補助事業経費の決算

を「4 補助事業経費の決算」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の佐賀県認定職業訓練運営費補助金交付要綱の規定により提出されている補助金交付申請書は、この告示による改正後の佐賀県認定職業訓練運営費補助金交付要綱の規定により提出された補助金交付申請書とみなす。